新

高知県民有林林道事業費補助金交付要綱

高知県民有林林道事業費補助金交付要綱

旧

(趣旨)

第1条「略]

(補助の目的)

第2条 県は、民有林の適正な管理及び安定的な林業経営の確立並びに山村地域の生活環境の向上を図るため、市町村、 森林組合又は森林組合連合会(以下「補助事業者」という。)が行う次に掲げる補助対象事業に要する経費に対し、予算 の範囲内において補助金を交付する。

(1)林道開設事業

民有林における適正な森林管理を行うために必要な森林管理道、林業専用道、森林施業道、作業ポイント又は作業 道との接続路の新設又は改築(既設林道の種類の変更及び付帯施設の増設を含む。)をし、林内路網等の基盤整備の 促進を目的とする事業とし、その内容は、アからすまでに掲げる通知等の規定に適合するものとする。

なお、森林管理道にあっては利用区域面積500~クタール未満のものとする。

- ア 森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知。以下「森林環境保全実施要綱」という。)
- イ 森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「森林環境保全実施要領」という。)
- ウ 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号以下農林水産事務次官依命通知。 以下「農山漁村地域整備交付金交付要綱」という。)
- エ 農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21林整計第336号林野庁長官通知。以下「農山漁村地域整備交付金交付要領」という。)

(削除)

オ「高知県林業専用道作設指針」(林業専用道の開設に限る。)

(2) 林道改良事業

林道機能の向上のため、林道規程(昭和48年4月1日付け48 林野道第107号林野庁長官通達)第4条に規定する 林道について、その構造物の全部又は一部を必要最小限に改良し、又は、老朽化等により機能低下したトンネル、橋 梁等の点検診断、補強及び更新等をし、車両の走行の安全を確保することを目的とする事業とする。

なお、構造物の全部又は一部を必要最小限に改良する場合はその内容はアから工に掲げる通知の規定に適合するものと、老朽化等により機能低下したトンネルや橋梁等の点検診断、補強及び更新等についてはその内容はア及びイに掲げる通知の規定に適合するものとする。

- ア森林環境保全整備事業実施要綱
- イ 森林環境保全整備事業実施要領
- ウ農山漁村地域整備交付金実施要綱
- 工 農山漁村地域整備交付金実施要領

(削除)

(3) 林道舗装事業

林道機能の向上のため、既設林道を舗装し、輸送力の向上及び車両の走行の安全を確保することを目的とする事業とし、その内容はアから上までに掲げる通知の規定に適合するものとする。

(削除)

- ア 森林環境保全整備事業実施要綱
- 森林環境保全整備事業実施要領
- ウ 農山漁村地域整備交付金実施要綱

(趣旨)

第1条「略]

(補助の目的)

第2条 県は、民有林の適正な管理及び安定的な林業経営の確立並びに山村地域の生活環境の向上を図るため、市町村、森林組合又は森林組合連合会(以下「補助事業者」という。)が行う次に掲げる補助対象事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 林道開設事業

民有林における適正な森林管理を行うために必要な森林管理道、林業専用道、森林施業道、作業ポイント又は作業 道との接続路の新設又は改築(既設林道の種類の変更及び付帯施設の増設を含む。)をし、林内路網等の基盤整備の 促進を目的とする事業とし、その内容は、アからカまでに掲げる通知等の規定に適合するものとする。

なお、森林管理道にあっては利用区域面積500~クタール未満のものとする。

- ア 森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知。以下「森林環境保全実施要綱」という。)
- イ 森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「森林環境保全実施要領」という。)
- ウ 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号以下農林水産事務次官依命通知。 以下「農山漁村地域整備交付金交付要綱」という。)
- エ 農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21林整計第336号林野庁長官通知。以下「農山漁村地域整備交付金交付要領」という。)
- 才 地域自主戦略交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下「地域自主戦略交付金交付要綱」という。)
- カ「高知県林業専用道作設指針」(林業専用道の開設に限る。)

(2) 林道改良事業

林道機能の向上のため、林道規程(昭和48年4月1日付け48 林野道第107 号林野庁長官通達)第4条に規定する 林道について、その構造物の全部又は一部を必要最小限に改良し、又は、老朽化等により機能低下したトンネル、橋 梁等の点検診断、補強及び更新等をし、車両の走行の安全を確保することを目的とする事業とする。

なお、構造物の全部又は一部を必要最小限に改良する場合はその内容はアから<u>オ</u>に掲げる通知の規定に適合するものと、老朽化等により機能低下したトンネルや橋梁等の点検診断、補強及び更新等についてはその内容はア及びイに掲げる通知の規定に適合するものとする。

- ア森林環境保全整備事業実施要綱
- イ 森林環境保全整備事業実施要領
- ウ農山漁村地域整備交付金実施要綱
- 工 農山漁村地域整備交付金実施要領
- 才 地域自主戦略交付金交付要綱

(3) 林道舗装事業

林道機能の向上のため、既設林道を舗装し、輸送力の向上及び車両の走行の安全を確保することを目的とする事業とし、その内容はアから<u>カ</u>までに掲げる通知の規定に適合するものとする。

- ア 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業国庫補助要領(昭和41年8月6日付け41林野道第606号林野庁 長官诵達)
- <u>イ</u>森林環境保全整備事業実施要綱
- ウ森林環境保全整備事業実施要領
- 工 農山漁村地域整備交付金実施要綱

新

<u>工</u> 農山漁村地域整備交付金実施要領 (削除)

第3条 ~ 第6条[略]

(着手届)

第7条 補助事業者は補助事業に着手したときは、<u>工期又は履行期間の始期</u>から起算して 14 日以内に別記第5号様式による 着手届2通を知事に<mark>届け出</mark>なければならない。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった事業について、次のいずれかに該当する場合は、事前に別記第6号様式による変更承認申請書2通を知事に提出して承認を受けなければならない。ただし、別表第3に掲げる軽微な変更に該当する場合は、別記第9号様式により変更のあった日から起算して14日以内に2通を知事に届け出なければならない。

- (1)事業費の変更
- (2)事業量の変更(計画延長の減少又は箇所を追加する場合に限る。)
- (3)事業の内容(路線に変更があった場合を含む。)の変更
- (4)事業に要する経費の配分の変更
- (5)事業期間の延長

(補助金の概算払の請求)

第9条 規則第14条ただし書の規定に基づき、概算払を受けようとする補助事業者は、別記第<u>10</u>号様式による概算払請求書 2通を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第10条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第<u>11</u>号様式によるものとし、補助事業が完了したときは、遅滞なく 実績報告書2通を知事に提出しなければならない。
 - 2 実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 経費精算書(別記第12号様式)
 - (2) 当該事業に関する各種契約書又は請書の写し(提出済のものを除く。)
 - (3) 当該事業の検査調書又はそれに準ずるものの写し
 - (4) 完成写真(年度内実績の場合を除く。)
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかに なった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れ に係る消費税等相当額が確定した場合は、速やかにその金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額 が減じた額を上回る部分の金額)を返還しなければならない。

(繰越承認申請)

- 第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、<u>(削除)</u>不測の 事由により年度内の完成が見込めなくなったときは、次に掲げる書類を2部提出し、知事の承認を受けなければなら ない。
 - (1) 繰越承認申請書 (別記第 13 号様式)
 - (2) 事業繰越計画書 (別記第14号様式)
 - (3) 繰越収支予算書 (別記第 15 号様式)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

才 農山漁村地域整備交付金実施要領

力 地域自主戦略交付金交付要綱

第3条 ~ 第6条[略]

(着手届)

第7条 補助事業者は補助事業に着手したときは、<u>着手した日</u>から起算して14日以内に別記第5号様式による着手届2通を 知事に提出しなければならない。

旧

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった事業について、次のいずれかに該当する場合は、事前に別記 第6号様式による変更承認申請書2通を知事に提出して承認を受けなければならない。(追記)

- (1)事業費の変更
- (2)事業量の変更(追記)
- (3)事業の内容(路線に変更があった場合を含む。)の変更
- (4)事業に要する経費の配分の変更
- (5) 事業期間の延長

(補助金の概算払の請求)

第9条 規則第14条ただし書の規定に基づき、概算払を受けようとする補助事業者は、別記第<u>9</u>号様式による概算払請求書2 通を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第10条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第<u>10</u>号様式によるものとし、補助事業が完了したときは、遅滞なく 実績報告書2通を知事に提出しなければならない。
 - 2 実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 経費精算書(別記第 11 号様式)
 - (2) 当該事業に関する各種契約書又は請書の写し(提出済のものを除く。)
 - (3) 当該事業の検査調書又はそれに準ずるものの写し
 - (4) 完成写真(年度内実績の場合を除く。)
 - 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れ に係る消費税等相当額が確定した場合は、速やかにその金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額 が減じた額を上回る部分の金額)を返還しなければならない。

(繰越承認申請)

- 第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、<u>年度内の</u>不測の事由により年度内の完成が見込めなくなったときは、次に掲げる書類を2部提出し、知事の承認を受けなければならない。
 - (1) 繰越承認申請書 (別記第12号様式)
 - (2) 事業繰越計画書 (別記第13号様式)
 - (3) 繰越収支予算書 (別記第14号様式)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

計

(一時中止若しくは部分中止若しくは工期延期又は再着手)

第12条 補助事業者は、補助事業を一時中止若しくは部分中止する場合は別記第<u>16</u>号様式、工期を延期した場合は別 記第<u>17</u>号様式又は再着手した場合は別記第<u>18</u>号様式により、一時中止若しくは部分中止若しくは工期延期又は 再着手の日から起算して14日以内にそれぞれ2通を知事に届け出なければならない

(補助の条件)

第13条 補助事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)~(4) 「略]

(5) 市町村以外の間接補助事業者が請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、 一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争又は随意契約に付することができる。 なお、請負その他の契約をしようとする場合は、契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」

なお、請負その他の契約をしようとする場合は、契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」 という。)に参加しようとする者に対し、別記第 19 号様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の 提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(6) [略]

第14条 ~ 第17条 [略]

附則

- 1 この要綱は、昭和48年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い「昭和48年高知県民有林林道開設改良事業及び林道舗装事業補助金交付要綱」は廃止する。 ~[中略]~

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(一時中止若しくは部分中止若しくは工期延期又は再着手)

第12条 補助事業者は、補助事業を一時中止若しくは部分中止する場合は別記第15号様式、工期を延期した場合は別記第16号様式又は再着手した場合は別記第17号様式により、一時中止若しくは部分中止若しくは工期延期又は再着手の日から起算して14日以内にそれぞれ2通を知事に届け出なければならない

旧

(補助の条件)

第13条 補助事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 「略]

- (5) 市町村以外の間接補助事業者が請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争又は随意契約に付することができる。なお、請負その他の契約をしようとする場合は、契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記第18号様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (6) 「略]

第14条 ~ 第17条 「略]

附則

- 1 この要綱は、昭和48年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い「昭和48年高知県民有林林道開設改良事業及び林道舗装事業補助金交付要綱」は廃止する。 ~ 「中略] ~

(追記)

新

別表第1(第3条関係)

MXHI(HIAKK)			
事業区分	事業種目	補助対象事業費	補 助 率
++· 米 目号\□ -= ·₩	森林管理道開設 林業専用道開設	工事費 <mark>等</mark> (工事雑費を除く。)	100分の60以内 <u>(国費45%、県費15%)</u>
林道開設事業	森林管理道開設 林業専用道開設 (55過疎・振興山村地域に限る。)	II	100分の65以内 <u>(国費50%、県費15%)</u>
	幹線林道	II	100分の60以内 <u>(国費50%、県費10%)</u>
林道改良事業	その他林道	II	100分の50以内 <u>(国費30%、県費20%)</u>
	橋梁等点検診断・保全整備	II	100分の60以内 <u>(国費50%、県費10%)</u>
十 7 , 决处软件 · 单、杀	幹線林道	II	100分の51以内 <u>(国費50%、県費1%)</u>
林道舗装事業	その他林道	11	100分の50以内 <u>(国費1/3、県費1/6)</u>

(注) 補助対象事業費に国費、県費の補助率を乗じ、それぞれ千円未満を切捨てた額とする。

別表第2(第6条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴俳条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴俳条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を 有する者であるかを問わず、法人に対し義務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支 配力を有すると認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する 者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

딘 [表第1	(2	冬	愳	(区)
ות	衣男	\ #	.)	*	1 ¥ 1′	111

事業区分	事業種目	補助事業費	補 助 率
林道開設事業	森林管理道開設 林業専用道開設	<u>工事費</u> (工事雑費を除く。)	100分の60以内 <u>(追記)</u>
外但用权争未	森林管理道開設 林業専用道開設 (ラᲮํ៉ৣৣৣৣৣৢৢৢৢৢৢৢৢৢৢ	II	100分の65以内 <u>(追記)</u>
	幹線林道	II	100分の60以内 <u>(追記)</u>
林道改良事業	その他林道	II	100分の50以内 <u>(追記)</u>
	橋梁等点検診断・保全整備	II	100分の60以内 <u>(追記)</u>
林道舗装事業	幹線林道	II	100分の51以内 <u>(追記)</u>
小足師女事未	その他林道	II	100分の50以内 <u>(追記)</u>

旧

(追記)

別表第2(第6条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴俳条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴俳条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を 有する者であるかを問わず、法人に対し義務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支 配力を有すると認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する 者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

新	旧
<u>別表第3(第8条関係)</u>	(追記)
軽微な変更	
1 補助対象事業費に増減のない事業費の変更	
2 計画延長の増加及び数量の増減に係る変更	
3 別記第3号様式の事業費内訳に計上している費目間の予算流用	
別記	
第1号様式(第4条関係)	別記 第1号様式(第4条関係)
年 月 日	年 月 日
高知県知事様	高知県知事様
補助事業者	
住所 氏名	住所
(削除) 年度民有林林道事業計画書の提出について	<u>令和</u> 年度民有林林道事業計画書の提出について
上の事業計画書を、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。	上の事業計画書を、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。
(注)住所は、市町村が事業計画書を提出する場合は省略することができます。	(注)住所は、市町村が事業計画書を提出する場合は省略することができます。

高知県民有林林道事業費補助金交付要綱新旧対照表 新 旧 別紙1 別紙1 (削除) 年度林道開設事業計画書 令和 年度林道開設事業計画書 本年度計画 全体計画 森林の現況 本年度計画 全体計画 森林の現況 事業費財源内訳 面積の内訳 蓄積の内訳 事業費財源内訳 面積の内訳 蓄積の内訳 林 林 道 路 既 路 全 既 X X 事 県 市 益 位 事 県 市 益 線 幅 線 \mathcal{O} 針 広 広 \mathcal{O} 蓄 針 分 町 者 分 町 補 置 業 補 者 種 員 種 長 長 葉 葉 名 延 葉 葉 葉 葉 葉 長 葉 費 費 助 村 負 費 助 村 負 費 類 長 類 樹 樹 樹 樹 樹 費 担 費 担 費 費 m 千円 m 千円 円 円 円 千円 円 円 円 千円 m ha ha ha m3 m3m3千円 m 千円 ha ha ha m3 m3 m3 m m (注) 1 「林道の種類」欄は、森林基幹道、森林管理道、林業専用道又は森林施業道の別を記入してください。 (注) 1 「林道の種類」欄は、森林基幹道、森林管理道、林業専用道又は森林施業道の別を記入してください。 2 「区分」欄は、開設又は改築等を記入してください。 2 「区分」欄は、開設又は改築等を記入してください。 3 「備考」欄は、新設又は継続の別及び開設単価を記入してください。 3 「備考」欄は、新設又は継続の別及び開設単価を記入してください。 別紙2 別紙2 (削除) 年度林道改良事業計画書 令和 年度林道改良事業計画書 利用区域 利用区域 既設状況 改良計画 事業費の財源内訳 既設状況 改良計画 事業費の財源内訳 改 改 良 良 市 区 \mathcal{O} 種 町 蓄 者 者 考 名 種 負 村 負 類 長 長 村 類 積 長 積 積 担 担 費 金 費 金 金 円 円 円 千円 円

- (注)) 1 「区分」欄は、幹線又はその他の林道の種別を記入してください。
 - 2 「備考」欄は、新規又は継続の別及び既設林道の開設年度を記入してください。

- (注) 1 「区分」欄は、幹線又はその他の林道の種別を記入してください。
 - 2 「備考」欄は、新規又は継続の別及び既設林道の開設年度を記入してください。

円

円

千円

新 旧

別紙3

(削除) 年度 林道改良事業計画書

◎ 橋梁等点検診断実施状況

旧市町村名	施設名称	区分等	施設数	点検診維持	施状况		実施状況経	過表(実施	跃)		未実施	施設の点	原総郷の実施計画
旧川町村名	加取石州	区万寺	全体	実施済	未実施	<u>年迄</u>						残	実施しない場合の施設管理方針
	橋梁	橋長4.0m以上											
	トンネル	-											
	その他(重要構造物)	管理者が認めるもの											
	合計												

◎(削除) 林道改良事業(橋梁点検診断・保全整備)の実施計画

事業区分	施設名称	区 分	施設数	事業費(円)		F	勺 訳 ※路線名と施設名を記載
	橋梁	橋長4.0m以上					
HARAKE		橋長 15.0m 以上					
点検診断	トンネル						
	その他(重要構造物)						
	合 計			事業費合計	県補助金(円)	市町村負担金(円)	
	台 計						
事業区分	施設名称	区分	施設数	事業費(円)		I	勺 訳 ※路線名と施設名を記載
事業区分	施設名称	区分 橋長4.0m以上	施設数	事業費(円)		F	勺 訳 ※路線名と施設名を記載
			施设数	事業費(円)		F	勺 訳 ※路線名と施設名を記載
事業区分		橋長4.0m 以上	施設数	事業費(円)		F	り 訳 ※路線名と施設名を記載
	橋梁	橋長4.0m 以上	施梁数	事業費(円)		F	内 訳 ※路線名と施設名を記載
	橋梁	橋長4.0m 以上	施設数	事業費(円)	県補助金(円)	市政村負担金(円)	内 訳 ※路線名と施設名を記載

(注) 1. 林道台帳に登載された林道の施設。

2. 「保全整備」については、点検診断の結果、緊急に補強及び更新等が必要とされた施設であり、1箇所当たりの事業費が40万円以上900万円未満。

別紙3

令和 年度 林道改良事業計画書

◎ 橋梁等点検診断実施状況

旧市町村名	施設名称	区分等	施設数	点輪鄉	沁状况		実施状況	過表(実施	孙)				未実施	施設の点	原館郷の実施計画
旧门岬小竹石	旭汉石怀	区万寺	全体	実施済	未実施	<u>H28</u> 讫	H29	<u>H30</u>	<u>R1</u>	<u>R2</u>	R3	<u>R4</u>	<u>R5</u>	残	実施しない場合の施設管理方針
	樑	橋長4.0m以上													
	トンネル	_													
	その他(重要構造物)	管理者が認めるもの													
	合計														

◎ 今和 年度 林道改良事業(橋梁点検診断・保全整備)の実施計画

_											
事業区分	施設名称	区分	施設数	事業費(円)		F	り 訳 ※路線名と施設名を記載				
	橋梁	橋長4.0m以上									
点検診断		橋長15.0m以上									
小州天政内	シネル										
	その他(重要構造物)										
	合 計			事業費合計	県補助金(円)	市町村負担金(円)					
	П FI										
事業区分	施設名称	区分	施設数	事業費(円)		内 訳 ※路線名と施設名を記載					
	橋梁	橋長4.0m以上									
保全整備		橋長 15.0m 以上									
1水王澄岬	シネル										
	その他(重要構造物)										
	•	<u> </u>		事業費合計	県補助金(円)	市町村負担金(円)					
	合 計			尹米貝口司	7NIIP933E(I 1)	111111111111111111111111111111111111111					

- (注) 1. 林道台帳に登載された林道の施設。
- 2. 「保全整備」については、点検診断の結果、緊急に補強及び更新等が必要とされた施設であり、1箇所当たりの事業費が40万円以上900万円未満。

別紙4

(削除) 年度林道舗装事業計画書

新

				Ę	无設林 证	首	利用	区域			本年月	度計画				全体計画	Fiî	
												事業	費の財源	内訳	=	E./ - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	끡	
	区分	路線名	位置	種類	全幅員	延長	面積	蓄積	全幅員	延長	事業費	県補助金	市町村費	受益者負担金	延長	箇所数	事業費	備考
					m	m	ha	m3	m	m	千円	円	円	円				
•																		

- (注)) 1 「区分」欄は、幹線又はその他の林道の種別を記入してください。
 - 2 「備考」欄は、新規又は継続の別及び既設林道の開設年度を記入してください。

(削除)

別紙4

令和 年度林道舗装事業計画書

旧

			Ŗ		首	利用	区域			本年月	舒画			1	全体計画	Fi	
											事業	費の財源	内訳		E/ 	4	
区分	路線名	位置	種類	全幅員	延長	面積	蓄積	全幅員	延長	事業費	県補助金	市町村費	受益者負担金	延長	箇所数	事業費	備考
				m	m	ha	m3	m	m	千円	円	円	円				

- (注)) 1 「区分」欄は、幹線又はその他の林道の種別を記入してください。
 - 2 「備考」欄は、新規又は継続の別及び既設林道の開設年度を記入してください。

別紙5

令和 年度間伐等促進林道緊急整備事業計画書

					本年	三度	計画			全体	計画	İ			柒 林(の現	況		
						事業	費財源	内訳						面積	り内訳		蓄積の	り内訳	
路線名	位置	区分	全幅員	延長	事業費	県 補 助 費	市町村費	受益者負担金	<u>延</u> 長	事業費	<u> </u>	事業費	重積	針 葉 樹	<u>広</u> 葉 樹	蓋積	針 葉 樹	<u>広</u> 葉 樹	<u>備</u> 考
			<u>m</u>	<u>m</u>	壬四	円	円	円	<u>m</u>	壬四	<u>m</u>	壬四	<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>m3</u>	<u>m3</u>	<u>m3</u>	

- (注)) 1 「区分」欄は、開設又は改築等を記入してください。
 - 2 「備考」欄は、新設又は継続の別を記入してください。

新	IH
第2号様式(第5条関係)	第2号様式(第5条関係)
年 月 日	年 月 日
高知県知事様	高知県知事様
補助事業者 住所 氏名 生年月日	補助事業者 住所 氏名 生年月日
(削除) 年度民有林林道事業費補助金交付申請書	<u>令和</u> 年度民有林林道事業費補助金交付申請書
(削除)下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金円を交付されたく関係書類を添えて申請します。	<u>令和 年度において、</u> 下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金交付規則第3条第1項及び高知県民 有林林道事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく関係書類を 添えて申請します。
記	記
1 事 業 の 目 的	1 事 業 の 目 的
2 事業実施計画書 第3号様式のとおり	2 事業実施計画書 第3号様式のとおり
3 収 支 予 算 書 第4号様式のとおり	3 収 支 予 算 書 第4号様式のとおり
4 事業完了予定年月日	4 事業完了予定年月日
(注) 1 設計書及び設計図面の各1部を添えてください。 2 住所及び生年月日は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。	(注) 1 設計書及び設計図面の各1部を添えてください。 2 住所及び生年月日は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。

新 旧 第2-1号様式(第5条関係) 第2-1号様式(第5条関係) 誓約書兼同意書 誓約書兼同意書 私は、(削除) 年林道開設(または改良及び舗装)事業の補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務 私は、令和 年林道開設(または改良及び舗装)事業の補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の の滞納がないことについて誓約します。 滞納がないことについて誓約します。 また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること(関係各課への個人情報の提供及び滞納の また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること(関係各課への個人情報の提供及び滞納の 有無に関する情報の共有)に同意します。 有無に関する情報の共有)に同意します。 誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に 誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に 異議なく応じます。 異議なく応じます。 記 記 1 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金 1 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金 2 農業改良資金貸付金償還金 2 農業改良資金貸付金償還金 3 林業·木材産業改善資金貸付金償還金 3 林業•木材産業改善資金貸付金償還金 4 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 4 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 年月日 年月日 高知県知事名 様 高知県知事名 様 補助事業者名 補助事業者名 (生年月日 (生年月日

				新										旧				
式(第5条関	係)								<u>\$</u>	第3号様式(第5条関係)							
			事業	美実施	計画書								事	業 実 施	計画書	1		
事業区	区分										事業区分							
事業種	重目										事業種目							
路線•箇	所名										路線•箇所名							
施行饚	鲂		市郡	町 村		大字		字			施行箇所		市郡	町村		大字		字
事業	星	全幅員		m	延長		m	数量			事業量	全幅員		m	延長		m	数量
施工期または業績			(削除)	年 月	日から	(削除)	年 月	日まで		#	施工期間たは業務期間		<u>令和</u>	年 月	日から	<u>令和</u> 年	月	日まで
施行力	法	請負			委託						施行方法	請負		H.	委託			
事業								円		(補	事業費 助対象事業費)							円
本二	工事費							円			本工事費							円
	丁事費							円			附带工事費							円
	■ 及び 験費							円		内訳	測量及び試験費							円
備考	Ž										備考							

新	旧
第4号様式(第5条関係) [略]	第4号様式(第5条関係) [略]
第5号様式(第7条関係)	第5号様式(第7条関係)
年月日	年 月 日
高知県知事様	高知県知事様
補助事業者	補助事業者
住所	住所
氏名	氏名
着手属	着手届
(削除) 年度民有林林道事業を(削除) 年 月 日から着手しましたので、高知県民有林林道事業費補助金交付	
要綱第7条の規定により別紙のとおり請負契約書の写しを添えて届け出ます。	綱第7条の規定により別紙のとおり請負契約書の写しを添えて届け出ます。
(注) 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。	(注) 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。

新	旧
第6号様式(第8条関係)	第6号様式(第8条関係)
年 月 日	年月日
高知県知事様	高知県知事様
補助事業者 住所 氏名	補助事業者 住所 氏名
(削除) 年度民有林林道事業変更承認申請書	<u>令和</u> 年度民有林林道事業変更承認申請書
(削除) 年 月 日付け 第 号で補助金の交付(変更)の決定通知がありました事業の実施について、別紙理由により、事業内容及び経費の配分の変更をしたいので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第8条の規定により、承認されたく関係書類を添えて申請します。	<u>令和</u> 年月日付け 第 号で補助金の交付(変更)の決定通知がありました事業の実施について、別紙理由により、事業内容及び経費の配分の変更をしたいので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第8条の規定により、承認されたく関係書類を添えて申請します。
1 事業変更計画書 第7号様式のとおり	1 事業変更計画書 第7号様式のとおり
2 収 支 予 算 書 第8号様式のとおり	2 収 支 予 算 書 第8号様式のとおり
3 変 更 理 由 書 <u>(削除)</u>	3 変 更 理 由 書 別紙のとおり
4 事業完了予定年月日	4 事業完了予定年月日
 (注) 1 「関係書類」は、別記第2号様式により補助金の交付(変更)が決定されたときの事業内容及び経費の配分を比較対照したものとしてください。 2 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。 	(注) 1 「関係書類」は、別記第2号様式により補助金の交付(変更)が決定されたときの事業内容及び経費の配分を比較対照したものとしてください。 2 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。

		新						旧		
様式(第8条関係)	事業	変更計画			第7号様式	た(第8条関係)	<u>.</u>	事業変更計	画	
				上段:変更前 下段:変更後						上段:変更前 下段:変更後
事業区分						事業区分				
事業種目						事業種目				
路線•箇所名						路線•箇所名				
施行箇所	市郡	町村	大字	字		施行箇所	市郡	町村	大字	字
事業量	全幅員	m 延長		m 数量		事業量	全幅員	m 延	長	m 数量
施工期間または業務期間	<u>(削除)</u> 年	F 月 日から_	(削除)	年月日まで		施工期間 または業務期間	<u>令和</u>	1 年 月 日	から <u>令和</u> 年	月日まで
施行方法	請負	委託				施行方法	請負	委託		
事業費 (補助対象事業費)				Щ		事業費補助対象事業費)				円
本工事費				円		本工事費				円
附带工事費				円		附带工事費				円
測量及び試験 内 訳				円	 	測量及び試験費				円
備考						備考				

新	旧
第8号様式(第8条関係) [略]	第8号様式(第8条関係) [略]
第9号様式(第8条関係)	[追加]
年 月 日	
高知県知事様	
補助事業者	
住所	
氏名	
如(M.). 本宝口	
軽微な変更届	
年度民有林林道事業を 年 月 日に下記のとおり変更しましたので、高知県民有林林道事業費補助金交付	
要綱第8条ただし書きの規定により、届け出ます。	
=7	
記	
1 該当する要件	
2 変 更 内 容	
3 変 更 理 由	

新							
	第 <u>9</u> 号様式(第9条関係)						
	-						
年月日	年	三月日					
高知県知事様。高知県知事様							
補助事業者	業者						
住所	住所						
氏名	氏名						
概算払請求書 概算払請求書							
高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。 高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求しま 高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求しま	- -						
周海水风行州州是李水黄丽为亚人门支州为6水均规定108次,1600年6月6108	, 0						
記							
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
ただし、(削除) 年度民有林林道事業費補助金の概算払とします。 ただし、(1) ただし、(2) 年度民有林林道事業費補助金の概算払とします。							
内訳(事業区分及び事業種目) 内訳(事業区分及び事業種目)							
節隊・箇川 補助対免事業费 補助 補助を類 」を補助をの ・ 求類 「残顔 塩鹿 「塩酸・固川 補助対免事業费 補助 補助を類 」を補助をの ・ 求類	残額	摘要					
A HONN (NO PROTEIN TO A A A A A A A A A A A A A A A A A A	A-(B+C)						
B B							
	円						
	L						
(注) 1 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。 (注) 1 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。							
2 「事業区分」欄、「事業種目」欄及び「補助率」欄は、別表第1のとおり。 2 「事業区分」欄、「事業種目」欄及び「補助率」欄は、別表第1のとおり。							

	新		旧	
第 <u>11</u> 号様式(第 10 条	関係)	第 <u>10</u> 号様式(第 10 条队	曷 係)	
	年 月 日			年 月 日
高知県知事様		高知県知事様		
	補助事業者 住所	山外 小小		補助事業者 住所
	氏名			氏名
	(削除) 年度民有林林道事業実績報告書(完成•年度內)		<u>令和</u> 年度民有林林道事業実績報告書(完成·年	度内)
	- 第 号で補助金の交付(変更)の決定通知がありました事業は、(削除) 年 月したので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係		第 号で補助金の交付(変更)の決定通知がありま で、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第10	
	記		記	
事業区分		事業区分		
事業細目		事業細目		
路線•箇所名		路線・箇所名		
施行箇所	市 町	施行箇所	市 町 郡 村 大字	字
事業量	全幅員 m 延長 m 数量	事業量	全幅員 m 延長 m	数量
施工期間 または業務期間	(削除) 年 月 日 から (削除) 年 月 日 まで	施工期間または業務期間	<u>令和</u> 年月日から <u>令和</u> 年	F 月 日まで
施行方法	請負 委託	施行方法	請負 委託	
事業費 (補助対象事業費)	円	事業費(補助対象事業費)		円
本工事費	円	本工事費		円
内	円	内では見る。		円
訳 測量及び 試験費	円	訳 測量及び 試験費		円
	文付申請する場合は省略することができます。 事業種目」欄は、別表第1のとおり。		上 交付申請する場合は省略することができます。 事業種目」欄は、別表第1のとおり。	

\$ 10 日松十/数 10 夕間	(K)	新			笠 11 日长十/笠 10 夕間	<i>₩</i> \	IH		
穹 <u>12</u> 号様式(第 10 条関		精 算 書(完成•年度)	勺)		第 11 号様式(第 10 条関係		,精 算 書(完成•年度	[内]	
路線•箇所名	事業量 (延長•数量)	事業費の精算額 (補助対象事業費)	補助金の額	備考	路線•箇所名	事業量 (延長・数量)	事業費の精算額 (補助対象事業費)	補助金の額	備考
		円	円				Д	円	
为 容					内 容				
(1)歳 入					(1)歳 入				
科目	予算額	精算額	繰越額又は差額	備考	科目	予算額	精算額	<u>差 引 き</u> <u>増 <u>滅</u></u>	備考
県補助金	円	円	円		県補助金	円	円	円 円	
補助事業者負担金					補助事業者負担金				
市町村費					市町村費				
为担金 内 負担金					<u>分担金</u>				
計 借入金					内 負担金 借入金				
寄附金					寄附金				
1									
合計					合計				
(2)歳 出	予算額	精算額	繰越額又は差額	備考	(2)歳 出	予算額	精算額	<u>差 引 き</u> 増 滅	備考
	円	円	円			円	円	<u>- - - - - - - - - - - - - - - - - - - </u>	
工事請負費	1.1	l					1		
	1 1								
本工事費	11				本工事費 内 NH忠工事費				
	11				本工事費 内 訳 附帯工事費				
本工事費					内 訳 附帯工事費				
内 附帯工事費					本工事費 内 訳 附帯工事費 測量及び試験費				
内 附帯工事費					内 訳 附帯工事費				

新	旧
第 <u>13</u> 号様式(第11条関係)	第 <u>12</u> 号様式(第 11 条関係)
年 月 日	年 月 日
高知県知事様	高知県知事様
補助事業者 住所	
氏名	氏名
繰越承認申請書	繰越承認申請書
(削除) 年月日付け 第 号で補助金の交付(変更)の決定通知がありました事業について、下記5の理由により事業の繰越しを承認されたく高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第11条ただし書の規定により、関係書類を添えて申請します。	<u>令和</u> 年 月 日 付け 第 号で補助金の交付(変更)の決定通知がありました事業について、下記5の理由により事業の繰越しを承認されたく高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第 11 条ただし書の規定により、関係書類を添えて申請します。
記	記
1 事業の繰越を必要とする金額	1 事業の繰越を必要とする金額
2 補 助 金 額	2 補 助 金 額
3 (削除) 年度事業繰越計画書 第 14 号様式のとおり	3 <u>令 和</u> 年 度 事 業 繰 越 計 画 書 第 <u>13</u> 号様式のとおり
4 繰 越 収 支 予 算 書 第 <u>15</u> 号様式のとおり	 4 繰 越 収 支 予 算 書 第 <u>14</u> 号様式のとおり
5 繰 越 理 由 <u>(削除)</u>	
6 繰越事業完了予定年月日	6 繰越事業完了予定年月日
(注)住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。	(注)住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。

		新					II				
第 <u>14</u> 号様式(第 11 条関(係)			第 13	_号様式(第 11 条関係	系)					
	<u>(削除)</u> 年度	医事業繰越計画書		<u>令和</u> 年度事業繰越計画書							
区分		内容			区分		内容				
事業区分					事業区分						
事業種目					事業種目						
路 線・箇 所 名				品	8線・箇 所 名						
施行箇所	市郡	町 大字 村	字	力	在 行 箇 所	市郡	町 大字 村	字			
事 業 量	全幅員 m 延長	m 数量		<u> </u>	業 量	全幅員 m 延長	m 数量				
施工期間または業務期間	<u>(削除)</u> 年 月 日 から	ò <u>(削除)</u> 年 月 日まで			施 工 期 間 たは業務期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで				
施行方法		,		力	在 方 法						
	全体	年 度 内	繰越し			全体	年 度 内	繰越し			
事業費	円	円		円 事	業 費(補助対象事業費)	円	円	円			
本工事費	円	円		円	本工事費	円	円	円			
附带工事費	円	円		円	附带工事費	円	円	円			
内側量及び試験費	円	円		円 内	測量及び試験費	円	円	円			
訳				訳							
(注)「事業区分」欄及び「事業	業種目」欄は、別表第1のとおり。			(注)「	事業区分」欄及び「事業	美種目」欄は、別表第1のとおり。					

	新					旧		
第 <u>15</u> 号様式(第11条関係)				第 <u>14</u> 号	号様式(第11条関係)			
(1) 歳 入	繰 越 収 支 う	子算書		(1)	歳 入	繰越収支う	5 算 書	
科目	予 算 額 円	年 度 内	繰 越 し 円		科目	予 算 額	年 度 内 円	繰 越 し 円
県 補 助 金					県 補 助 金			
市町村費					市町村費			
負担金及び分担金					負担金及び分担金			
借 入 金					借 入 金			
寄 附 金					寄 附 金			
合 計					合 計			
(2) 歳 出				(2)	歳 出			
科目	予 算 額 円	年 度 内	繰 越 し 円		科目	予 算 額 円	年 度 内 円	繰 越 し 円
工事請負費					工事請負費			
本工事費					本工事費			
内 附 帯 工 事 費				内訳	附带工事費			
測量及び試験費					測量及び試験費			
合 計					合 計			

新	Iβ
第 <u>16</u> 号様式(第 12 条関係)	第 <u>15</u> 号様式(第 12 条関係)
年月日	年 月 日
高知県知事様	高知県知事様
1.5 m + 10.4 m	
氏名	氏名
工事一時(部分)中止届	工事一時(部分)中止届
(削除) 年度民有林林道事業は、下記理由により、(削除) 年 月 日から(削除) 年 月 日まで一時(部分) 中止しますので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により届け出ます。	<u>令和</u> 年度民有林林道事業は、下記理由により、 <u>令和</u> 年 月 日から <u>令和</u> 年 月 日まで一時(部分)中止しますので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により届け出ます。
	7 - 3 (
l	
	記
 理由	
	理由
関係書類の写しを添付	
	関係書類の写しを添付
(注) 1 関係書類の写しを添えてください。	
2 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。	(注) 1 関係書類の写しを添えてください。
	2 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。

新		旧
第 <u>17</u> 号様式(第 12 条関係)		第 <u>16</u> 号様式(第 12 条関係)
	年 月 日	年月日
高知県知事様		高知県知事様
	補助事業者	補助事業者
	住所	住所
氏名		氏名
T #0 0 77 #0 P		T # 0 77 # P
工期の延期届		工期の延期届
(削除) 年度民有林林道事業は、下記理由により、(削除) 年 月 日 で	まで 日間延長] ま] たので 真知貝足	<u>令和</u> 年度民有林林道事業は、下記理由により、 <u>令和</u> 年 月 日まで 日間延長しましたので、高知県民有林
有林林道事業費補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。	よく 日间延及しよしたので、同州赤氏	林道事業費補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。
記		記
理由		理由
		(注) 1 関係書類の写しを添えてください。 2 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。
2 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。		2 住別は、印町刊が父刊中請する場合は自略することがてきます。

新	旧
第 <u>18</u> 号様式(第 12 条関係)	第 <u>17</u> 号様式(第 12 条関係)
年 月 日	年 月 日
高知県知事様	高知県知事様
補助事業者 住所 氏名	補助事業者 住所 氏名
再着手届	再着手届
(削除) 年度民有林林道事業は、(削除) 年 月 日から再着手しましたので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。	<u>今和</u> 年度民有林林道事業は、 <u>令和</u> 年月日から再着手しましたので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。
(注) 1 関係書類の写しを添えてください。 2 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。	(注) 1 関係書類の写しを添えてください。 2 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。

新	旧
第 <u>19</u> 号様式(第 13 条関係)	第 <u>18</u> 号様式(第 13 条関係)
年 月 日	年 月 日
補助事業者 様	補助事業者 様
所 在 地 商号又は名称 代 表 者	所 在 地 商号又は名称 代 表 者
契約に係る指名停止に関する申立書	契約に係る指名停止に関する申立書
当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域において、現在、国の機関又は地方公共団体から指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。 また、申立てが虚偽であることにより当方が非利益を被ることとなっても異議は一切申立てません。	当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域において、現在、国の機関又は地方公共団体から指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。また、申立てが虚偽であることにより当方が非利益を被ることとなっても異議は一切申立てません。
(注) ○○には、「工事請負」又は「委託」のいずれかを記載してください。	(注) ○○には、「工事請負」又は「委託」のいずれかを記載してください。